

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

林政課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 公共測量の終了

監理課

○ 〃

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 〃

〃

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十三号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十四条第二項 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

第五条第三項中「及び第六号」を「第六号」に、「を除く」を「及び第十一号（償還期間に係る部分に限る。）を除く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年十二月九日

指定した医療機関

名称

ともに あかいわ訪問看護ステーション

所在地

赤磐市下市三〇九―二一

指定年月日

令和四年十二月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和4年12月9日 岡山県公報 第12455号

〔五九二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 金治 伸隆

イ 名称 株式会社マルシン

住所 瀬戸内市長船町飯井一五九七番二

代表者の氏名 代表取締役 新井 義幸

（変更後）

ア 名称 株式会社ティーガイア

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 石田 将人

イ 名称 株式会社マルシン

住所 岡山市東区可知五丁目一三〇番地一六

代表者の氏名 代表取締役 新井 仁

4 変更年月日

令和四年四月一日ほか

二 届出年月日

令和四年十一月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十二月九日から令和五年四月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年12月9日 岡山県公報 第12455号

〔五九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都窪郡早島町早島 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十一月十五日	終了年月日

令和4年12月9日 岡山県公報 第12455号

〔五九四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市芳井町川相 地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和四年十一月二十九日	終了年月日

令和4年12月9日 岡山県公報 第12455号

〔五九五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号 岡山県指令備中局 建第二〇三二号 令和四年十二月一 日		道 路 の 位 置 高梁市和田町二〇七三番四		道路の幅員 (メートル) 六・〇〇 六・〇二		道路の延長 (メートル) 五五・六六 二二・七八	
---	--	---------------------------	--	---------------------------------	--	-----------------------------------	--

令和4年12月9日 岡山県公報 第12455号

〔五九六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号 指定年月日	道路の位置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三四号 令和四年十二月一日	浅口市鴨方町六条院中字下濁田三 九八三番一三、三九八三番二三	六・〇一	六七・七二

令和4年12月9日 岡山県公報 第12455号

◎岡山県選管告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年十二月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、三四二	高 梁 市	七、九八三
岡山市中区	四〇、一八一	新 見 市	七、九六九
岡山市東区	二六、〇二三	備前市・和気郡	一三、二五一
岡山市南区	四六、一二七	瀬 戸 内 市	一〇、三二三
倉敷市・都窪郡	一三四、一九〇	赤 磐 市	一一、〇五〇
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、四二六	真庭市・真庭郡	一二、四七六
玉 野 市	一六、二五八	美作市・英田郡	七、八九八
笠 岡 市	一三、二二七	浅口市・浅口郡	一二、六〇六
井原市・小田郡	一四、八〇一	久 米 郡	五、一三〇
総 社 市	一八、八三三		